

## 「山形県営繕工事における週休2日確保工事实施要領」の改定の概要

### ■ 改定の背景

営繕工事における働き方改革の推進を目的とし、令和5年7月から「営繕工事における週休2日確保工事实施要領」に基づき週休2日確保工事に取り組んでいます。

令和6年4月1日に官庁営繕（国）における「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」が改定され『月単位の週休2日<sup>\*</sup>の導入』や『労務費の補正率の変更』等が行われたことを受け、本県においても営繕工事における実施要領を改定することとしました。

また、県発注の土木工事を対象とする「山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領」は、令和6年10月1日適用をもって改定が行われています。

### ■ 主な改定概要は次のとおり

- (1) 対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所（休息）に取り組む「月単位の週休2日」を新設。
- (2) 「対象期間が30日未満の工事」への適用除外を廃止。
- (3) **別紙1**（積算方法）の改定
  - ・「4週7休以上4週8休未満」と「4週6休以上4週7休未満」の適用を廃止
  - ・労務費の補正率を変更： $\times 1.05 \Rightarrow \times 1.04$ （月単位の週休2日）  
 $\times 1.02$ （通期の週休2日）
- (4) **別紙2**（工事成績評定方法）の改定
  - ・4週6休以上4週8休未満の取組みは評価対象としないものとする。
  - ・月単位の4週8休以上を達成した場合は、通期の4週8休よりも高く評価するものとする。

### ■ 適用

令和6年11月1日以降に発注手続きを開始する工事から適用。

※「月単位の週休2日（4週8休以上）」・・・対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率が28.5%以上の水準に達する状態。

「通期の週休2日（4週8休以上）」・・・対象期間内の現場閉所率が28.5%以上の水準に達する状態。